

海岸漂着物対策専門家会議（第6回）委員コメント

指摘事項	内容
発生抑制 （法 5 条、23 条、25 条、26 条、27 条、方針 2. (2)、(3)）	<ul style="list-style-type: none"> • 発生抑制について更なる有効な方法を検討すべき。 • 河川環境保全や 3R の NPO・NGO も議論に加わるべき。 • 廃棄物の不法投棄をなくし、適正な処理レベルを向上させる必要がある。 • モラル向上のために、清掃活動への参加等、長期的な対策が必要である。 • 河口域での重点的で定期的なごみ回収により、海洋にごみが流出することを防ぐべき。
ごみ流出経路の調査・把握 （法 22 条、24 条、方針 2.(5)③）	<ul style="list-style-type: none"> • 川のごみは、河川及び河川敷への不法投棄のみではなく、市街地の道路の植栽、橋からまたは風雨による散乱ごみも多い。実態把握により、国土管理全体で散乱ごみ対策を位置づける必要がある。
国民への普及啓蒙等の必要性 （法 7 条、12 条、27 条、方針 2.(5)①）	<ul style="list-style-type: none"> • 自治体、NPO・NGO、地域の住民が連携し、普及啓蒙等を行うべき。
国及び地方公共団体の責務 （法第 9 条、10 条）	<ul style="list-style-type: none"> • ごみの発生源である自治体が海岸漂着物対策に積極的に取り組むための措置や指導が必要。 • 国は、都道府県に対して、説明会や意見交換会を開くべき。
地域計画等 （法 13 条、14 条、方針第 2）	<ul style="list-style-type: none"> • 国は、基本方針だけではなく、国として取り組むべき事項と工程表を盛り込んだ都道府県の地域計画に対応した基本計画を策定すべき。 • 県域を越える広域的な対応が希薄。
財政措置 （法 29 条）	<ul style="list-style-type: none"> • 財政措置は必要であるが、効果的・効率的な使い方をする必要がある。 • 事業内容に応じて（例：発生抑制対策）、重点的に予算配分すべき。 • 漂流ごみ、漂着ごみで予算が分かれていて、使い勝手が悪い。 • 地域グリーンニューディール基金の事業内容、事業の効果を検証すべき。 • 海岸林や海岸段丘上の漂着物の回収・処理が補助の対象

	外であることが問題。
漂流ごみ・海底ごみ等（附帯決議1.）	<ul style="list-style-type: none">• 漂流・海底ごみについても、対策が必要。• 牡蠣養殖のパイプ等、海域及び海洋中で発生するごみの原因を究明すべき。